

さあ、保険の新次元へ。

**T&D** 保険グループ

2020年3月31日

各 位

株式会社T & Dホールディングス  
代表取締役社長 上原 弘久  
(コード番号：8795 東証第一部)

### 監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

T & D保険グループの株式会社T & Dホールディングス（社長 上原 弘久）は、2020年3月31日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本移行につきましては、2020年6月開催予定の当社第16回定時株主総会において承認されることを条件といたします。

記

#### 1. 移行の目的

取締役会の経営機能（経営の方針・全体戦略の決定）および監督機能の一層の強化ならびに業務執行の機動性・効率性のさらなる向上を目的として、「監査等委員会設置会社」に移行するものであります。

移行により「経営・監督と業務執行の分離」を推進し、業務執行の機動性ならびに全体戦略策定機能の向上を図り、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを一層強化してまいります。

#### 2. 移行後のコーポレート・ガバナンス体制

##### (1) 取締役会の経営機能のさらなる強化

従来、取締役会で行っていた重要な業務執行の決定について、その一部を取締役に委任し、「経営・監督と業務執行の分離」を一層進めるとともに、取締役会における持続的なグループの企業価値向上に資する重要な経営方針の決定等、全体戦略策定機能を向上させてまいります。

また、各種会議体の機能・役割を明確にし、それぞれの役割に基づいて迅速かつ実効性のある審議等を行うことにより、取締役会は業務執行の監督に注力し、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につなげてまいります。

##### (2) 取締役に対する牽制機能の一層の強化

社外取締役が過半数を占める監査等委員会が業務執行に対する監査を行うとともに、業務執行を行わない監査等委員が取締役会の議決権ならびに監査等委員以外の取締役の選任・解任および報酬等への株主総会での意見陳述権を有することにより、取締役会に対する独立性の高い監査・監督機能を発揮してまいります。

(3) 経営の透明性・客観性の維持・向上

取締役会に対する社外取締役の占率を1／3以上とすることで、経営の透明性・客観性の維持・向上に努めてまいります。

3. 移行の時期

2020年6月開催予定の当社第16回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

4. その他

本案件に関する定款変更の内容および役員人事等の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上

**【お問合せ先】**

株式会社T&Dホールディングス 広報課 井本・勝呂 TEL 03-3272-6115